

平成 28 年度学校自己点検・自己評価を実施して

国際医療福祉大学塩谷看護専門学校

本校では平成 24 年度から学校自己点検・自己評価を実施し今年で 6 年目となりました。また、平成 25 年度分から学校ホームページにてその結果を公表して参りました。より客観的視点から改善の方向性を見出すために、今後は公表のみならず第三者評価を得る機会も必要と考えております。

平成 28 年度は、教育課程、教授・学習、経営・管理といった項目で評価を上げることができました。これらは、教職員一人一人が日頃から、学校運営や教育活動に関心を持ち、改善を意識した活動の結果だと思えます。また、学生と事務職員との意見交換により、学生から要望のあった教室や周辺環境の整備を行うことができました。今後は御意見箱を設置し、さらに学生からの意見、要望を聞ける場を設けていきたいと思えます。

一方、評価の低かった国際交流や研究に関しては、その必要性は十分に認識しており、関心の高いところではありますが、実践にむけては今後検討を重ねていきたいと考えております。

昨年度から本校は「専門実践教育訓練給付制度」の対象講座に指定されており、この講座の指定を継続して受けるためには、学校の教育評価を高めるための努力が求められています。次年度も計画的な教育目標をたて、これを達成できるよう教職員一丸となって学校運営に取り組んでいきたいと思えます。

看護師等養成施設自己点検表

29.10.10

国際医療福祉大学塩谷看護専門学校

自己点検・自己評価表			平成28年度 自己点検・自己評価結果				
大項目	中項目	評価対象項目(質問項目)	当てはまる	やや当てはまる	当てはまらない	評価の概要と今後の課題	
教育理念・教育目的		(1) 教育理念・教育目的は、自養成所の教育上の特徴を示している。	○			・当校は平成21年4月に栃木県厚生連塩谷看護専門学校を事業承継したが、教育理念・教育目標は栃木県厚生連時代のものをそのまま使用している。これは設置法人が事業承継時に国際医療福祉大学の理念に基づいた内容になっており、踏襲するのが望ましいと了承したもの。 ・国際医療福祉大学の理念に『共に生きる社会』の実現を目指して』の文言がある。今後カリキュラム改正等の機会に、この理念を踏まえ、当校の教育理念・目的・目標の見直しをしていきたい。	
		(2) 教育理念・教育目的は法との整合性がある。	○				
		(3) 教育理念・教育目的は、学生にとって学習の指針になるように具体的に示している。	○				
		(4) 教育理念・教育目的は実際に学生の学習の指針になっている。	○				
		(5) 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容を設定しているかを述べている。	○				
		(6) 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育方法をとるのかを述べている。	○				
		(7) 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育環境をとるのかを述べている。		○			
		(8) 教育理念・教育目的は、看護、看護学教育、学生観について明示している。		○			
		(9) 看護、看護学教育、学生観は実際に教師の教育活動の指針となっている。	○				
		(10) 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点においてもつべき資質を明示している。	○				
		(11) 卒業時点にもつべき資質は、社会に対する看護の質を保障するのに妥当なものとなっている。	○				
教育目標		(12) 教育目標は、教育理念・教育目的と一貫性がある。	○			・教育目標は理念に基づいた内容になっている。	
		(13) 教育目標は、設定した教育内容を網羅している。	○				
		(14) 教育目標は、最上位の目標として、教育活動のゴールが読みとれるものとなっている。	○				
		(15) 教育目標は、目標内容と到達レベルが対応している。	○				
		(16) 教育目標は、具体的で実現可能なものとなっている。	○				
		(17) 看護実践者としての能力を育成する側面と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定している。	○				
		(18) 卒業後の継続教育の考え方を示した上で、教育目標を設定している。		○			
		教育課程経営	教育課程経営者の活動	(19) 教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価との関連性を明確に理解している。	○		
(20) 教育課程編成者と教職員全体は、教育理念・教育目的の達成に向けて一貫した活動を行っている。	○						
教育課程編成の考え方とその具体的な構成	(21) 看護学の内容について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。		○				
	(22) 学修の到達について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。		○				
	(23) 学生の成長について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。		○				
科目、単元構成	(24) 明確な考え方と根拠をもって科目を構成している。		○				
	(25) 明確な考え方と根拠をもって単元を構成している。		○				
	(26) 科目と単元の構成の考え方は教育理念・目的、教育目標と整合性がある。		○				
	(27) 構成した科目は看護師等を養成するのに妥当である		○				
	(28) 構成した科目は養成所の特徴をあらわしている。		○				
	教育計画		(29) 単位履修の方法とその制約について教師・学生の双方がわかるように明示している。	○			
(30) 単位履修の方法は学生の単位履修を支援するものとなっている。			○				
(31) 単位履修制の考え方を踏まえつつ、看護師等になるための学修の質を維持できるように、科目の配列をしている。			○				
教育課程評価の体系	(32) 単位認定の基準は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である。		○			・科目評価(実習を含む)は実施している(教員・学生)が、学生評価・カリキュラム評価までの体系は整っていない。 ・倫理に関しては、学生便覧・授業計画に記載されているが、規定として整える必要がある。	
	(33) 単位認定の方法は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である。		○				
	(34) 他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えている。		○				
	(35) 教育課程を評価する体系を整えている。			○			
	(36) 評価結果の活用における倫理規定を明確にしている。			○			
教員の教育・研究活動の充実	(37) 教員が専門性を発揮できるように、教員の担当科目と時間数を配分している。		○			・実習指導等に時間を要し、教員の教育・研究活動の時間は十分にとれていない。(39、40)教員関係の業者主催の研修会には自己申請し研修費および諸経費の10割から5割まで補助がある。自己研鑽の研修会に参加した場合、教員会議で報告し情報を共有している。	
	(38) 教員が授業準備のための時間をとれる体制を整えている。		○				
	(39) 教育課程の実践者である教員が自ら成長できるよう、自己研鑽のシステムを整えている。	○					
	(40) 教員が相互に成長できるよう、相互研鑽のシステムを整えている。	○					
学生の看護実践体験の保障	(41) 臨地実習施設は、養成所の個別の教育理念・教育目的、教育目標を理解している。	○			・(43)実習指導要綱で明示してある。 ・(45) 当校の実習施設はグループ関連施設が大部分であり、受入体制は整っている。しかし、実習指導が主に実習指導者と教員で実施しているため、教員の負担が多い。実習指導教員配置の義務付けを希望したい。 ・(48) インシデント・アクシデントレポートはその都度、学生から提出させ、主たる実習病院においては、アクシデントの情報交換を行い、学校での対応も随時報告している。レポート用紙を改良し、それを元に本学生のインシデント・アクシデントを分析し、学生の安全対策に活かしている。 ・(47,49) 学内においてまた臨地実習についての全体オリエンテーション及び実習場面において、領域担当指導者が、倫理観の教育・指導を十分に行っている。また安全教育・安全対策等については臨床の実習指導者会議において学生のインシデント・アクシデントなども議題となり、教員と共有できる仕組みを取っている。		
	(42) 臨地実習施設は学生の看護実践の学習を支援する体制を整えている。	○					
	(43) 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者の役割を明確にしている。	○					
	(44) 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、教員の役割を明確にしている。	○					
	(45) 臨地実習指導者と教員の協働体制を整えている。	○					
	(46) 学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示している。	○					
	(47) 対象者の権利を尊重する考え方に基づいて、学生への指導を計画的に行っている。	○					
	(48) 臨地実習において学生が関係する事故を把握、分析している。	○					
	(49) 学生に対する安全教育、安全対策を計画的に行っている。	○					

自己点検・自己評価表			平成28年度 自己点検・自己評価結果				
大項目	中項目	評価対象項目(質問項目)	当てはまる	やや当てはまる	当てはまらない	評価の概要と今後の課題	
教授・学習・評価過程	授業内容と教育過程との一貫性 看護学としての妥当性 授業内容間の関連と発展	(50) 授業の内容は、教育課程との関係において、当該学生のための授業内容として設定されている。	○			・教員の協力体制については、教員会議を通じ入選・指示をし柔軟に対応できている。実習については、科目責任者、担任・副担任、実習調整者等で協力体制がある。 実習期間中の学内演習の協力については、平成27年度から基礎看護学担当教員が2名体制になったこと、また、臨床側にも協力を求めるようになったため、前年度までに比べ、協力体制は良くなっている。しかし、やはり学内にいる教員が少ないためその調整は困難となっている。カリキュラムの運営上、実習中の下級生の演習計画は必須である。演習での指導が十分でなく、学生の技術の習得に支障をきたしている。 教員の定数は満たしているが、学年の横断的な同時指導の際はまだまだ十分ではない。実習中でも教員が演習や講義に関われるよう実習に専従できる実習指導教員の増加を要望していきたい。	
		(51) 授業内容のまとまりの考え方を明確に述べている。	○				
		(52) 授業内容のまとまりの考え方は、科目目標との整合性をもっている。	○				
		(53) 授業内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当性がある。	○				
		(54) 授業内容間の重複や整合性、発展性等が明確になっている。	○				
	授業の展開過程	(55) 授業形態(講義、演習、実験、実習)は、授業内容に応じて選択している。	○				
		(56) 授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し、実践している。	○				
		(57) 授業の展開過程の他に、学生の学習が深化、発展するための方法を意図的に選択し、学習を支援している。	○				
		(58) 学生に対し効果的な教育・指導を行うために、教員間の協力体制を明確にしている。	○				
	目標達成の評価とフィードバック	(59) 評価計画を立案し、実施している。		○			・実習に関しては中間評価を行いそれに基づいて学生の実習が深まるよう実施している。講義の科目に関しては、前年度の評価を踏まえ、改善をはかりながら教授することができた。しかし、現在は講義最終日に科目評価を行っている。当該年度に評価を生かすため、評価の時期について今後検討の必要がある。 ・単位認定の評価基準に関しては、学生便覧・実習要綱に記載されている、学生にも直接説明し周知している。公平性もある。 ・研修で得た情報を基に新しい試みでの評価を取り入れ始めた科目責任者も出てきた。 ・シラバス・学生便覧・実習要綱は冊子にし、学生が主体的に学習できるよう提示している。平成26年より学生の学習プロセスを評価するためポートフォリオの導入を検討する目標を立てたが、全員が周知するまでに至らなかった。他の評価方法を含め、今後は実施している学校からの情報を取り入れ実施できるよう計画を立てていきたい願望はあるがなかなか実践に結び付けられない現状である。
		(60) 評価結果に基づいて、実際に授業を改善している。		○			
		(61) 学生および教育活動を多面的に評価するために、多様な評価の方法を取り入れている。		○			
		(62) 教育目標の達成状況を多面的に把握している。		○			
		(63) 学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。		○			
	学習への動機づけと支援	(64) 単位認定の評価には公平性が保たれている。		○			
		(65) シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体としての一貫性がある。		○			
設置者の意思・方針	(66) シラバスの提示や学習への指導は、学生の学習への動機づけと支援になっている。		○		・事業承継時に設置者・管理者ともに変更となったが、理念・目的は理解しており問題ない。		
	(67) 養成所の管理者は教育理念・教育目的についての考え方を明示している。		○				
	(68) 養成所の管理者は教育課程経営についての考え方を明示している。		○				
	(69) 養成所の管理者は教育評価についての考え方を明示している。		○				
	(70) 養成所の管理者は養成所の管理運営等についての考え方を明示している。		○				
	(71) 明示した管理者の考えと、設置者の意思とは一貫性がある。		○				
	(72) 教職員は養成所の設置者と管理者の考え方を理解している。		○				
組織体制	(73) 養成所の組織体制は、教育理念・目的を達成するための権限や役割機能が明確になっている。		○		・校務文書・業務基準で職務・業務の役割等を明示している。学校運営会議を含め会議も適切に実施している。		
	(74) 意思決定システムが明確になっている。		○				
	(75) 意思決定システムは、組織構成員の意思を反映できるように整えられている。		○				
	(76) 意思決定システムは、決定事項が周知できるように整えられている。		○				
	(77) 組織の構成と教職員の任用の考え方や、教育理念・教育目的達成との整合性がある。		○				
	(78) 教職員の資質の向上についての考え方や対策には教育理念・教育目的達成との整合性がある。		○				
財政基盤	(79) 財政基盤を確保することについての考え方が明確である。		○		・図書・視聴覚教材に関しては、年4回図書室運営会議を開催し、その中で必要なものを購入できるようになっている。平成27年度より、学生と事務職員との意見交換会を年に1回実施しており、今年度は①駐車場整備(草刈、線引き)②教室のブラインドをカーテンに変更③御意見箱設置の3つの意見、要望があった。このうち、駐車場の整備と教室のカーテンについては、本年度実施した。御意見箱は次年度設置することとした。このように、学生の意見を聞く場を設け、また、その意見を尊重し、快適な学生生活が送れるよう努めている。		
	(80) 財政基盤を確保することについての考え方は、学習・教育の質の維持・向上につながっている。		○				
	(81) 教職員は、養成所がどのような財政基盤によって成り立っているかを理解している。		○				
	(82) 教職員のそれぞれの観点からの財政についての意見は、経営・管理過程に反映できるようになっている。		○				
施設設備の整備	(83) 学習・教育環境の整備について、管理者の考え方を明示している。		○				
	(84) 管理者の考え方に基づいて整備計画を立案し、実施している。		○				
	(85) 看護の専門職教育に必要な施設設備を計画的に整備している。		○				
	(86) 医療・看護の発展や学生層の変化に合わせて、施設設備を整備・改善している。		○				
	(87) 養成所が設置されている地域環境との関連から学生および教職員にとつての福利厚生施設設備の整備を検討している。		○				
	(88) 学生が学生生活を円滑に送り、教職員が職務を円滑に遂行できるように施設設備を整備している。		○				
学生生活の支援	(89) 学生が入学後に学修を継続できる支援体制を多角的に整えている。		○		・国際医療福祉大学奨学金制度・県修学資金制度・学生支援機構など紹介・手続きを行っている。学生相談室や担任との個別面談・指導・国家試験対策、進路相談を行い、多角的に支援している。平成27年4月から新たに厚労省が指定する「専門実践教育訓練給付金制度」の対象講座に指定され、新入生で社会人経験があり給付の対象となる10名が活用できるようになった。活用した学生からは経済的な負担がほとんどなく学業に専念でき、充実した学校生活を送ることができているとの声が聴かれるようになった。 学生相談室の相談者を今年度は1人体制にして、月3~4回程度実施している。問題のある学生は多いと思われるが、学生の利用が少ない。担任も相談に乗っているが手に負えない問題と判断したら、なるべく相談室を訪れるよう誘導している。 入学予定者について、入試合格後、入学するまでに期間があるため、看護を学ぶ前に必要な基礎知識の学力アップを目的として、平成27年度から本を1冊購入し学習に取り組ませ、学力の確認をしている。しかし、その学力の分析までは至らず、今後は分析結果を踏まえ、学生個人への指導につなげていくことが課題である。		
	(90) 学生が活用しやすいように学生生活の支援体制を整えている。		○				
	(91) 支援体制は、実際に学生に活用され、学修の継続を助けている。		○				
養成所に関する情報提供	(92) 教育・学習活動に関する情報提供を関係者(保護者等)に行っている。		○		・学生の成績状況は年2回保護者宛に送付。必要に応じて支援協力依頼や保護者との面接を実施している。広報活動はホームページで積極的に情報公開・発信しているほか、スマートフォンにも対応している。オープンキャンパスは年5回、高等学校への訪問、進路ガイダンスへの参加を実施している。		
	(93) 関係者(保護者等)への情報提供は関係者から協力・支援を得ることにつながっている。		○				
	(94) 看護師等を養成する機関としての存在を、十分にアピールする広報活動を適切に行っている。		○				
	(95) 広報の内容は、社会的説明責任を果たすものになっている。		○				

自己点検・自己評価表			平成28年度 自己点検・自己評価結果			
大項目	中項目	評価対象項目(質問項目)	当てはまる	やや当てはまる	当てはまらない	評価の概要と今後の課題
経営・管理過程	養成所の運営計画と将来構想	(96) 養成所は明確な将来構想のもとに、運営の中・長期計画、短期計画、年間計画を立案している。		○		<p>・本学の「共に生きる社会」の実現を目指して、毎年、学校運営全般に関しては中長期的な計画を立て実施している。</p> <p>・自己点検・自己評価については、教職員会議で資料を配布し年1回見直しをしている。</p> <p>・自己点検・自己評価を実施した結果をよりわかりやすく公表できるよう検討していきたい。</p> <p>・年1回の見直しであるが、年度の目標設定に合わせて役立てている。</p>
		(97) その実施・評価は将来構想との整合性をもっている。		○		
	自己点検・自己評価体制	(98) 自己点検・自己評価の意味と目的を理解している。		○		
		(99) 実際に自己点検・自己評価を行うための知識と方法を明確にもっている。		○		
		(100) 自己点検・自己評価体制を整え、運用している。		○		
		(101) 自己点検・自己評価は、養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックするように機能している。		○		
		(102) 自己点検・自己評価体制は、養成所の教育理念・教育目的、教育目標の維持・改善につながるように機能している。		○		
入学	(103) 教育理念・教育目的の一貫性をもって入学者選抜についての考え方を述べている。		○		<p>・入学後の成績推移から選抜方法の妥当性について評価・検証し、入試計画の検討を随時行っている。平成28年度は高校推薦・社会人入試枠を全体の4割から5割に変更した。</p>	
	(104) 入学者状況、入学者の推移について、入学者選抜方法の妥当性及び教育効果の視点から分析し、検証している。		○			
卒業・就業・進学	(105) 卒業時の到達状況を捉える方法が明確であり、計画的に行っている。			○	<p>・卒業時の到達目標は明示されているが、評価までには至っていない。</p> <p>・就業・進学状況についてデータ蓄積している。就職率もほぼ100%であり理念・目標との整合性はとれている。</p> <p>・(110)卒業生の約6～7割が就職している関連施設と一部の関連外施設との情報交換ができていて、今後は全員の就職先の連携も考えていきたい。</p>	
	(106) 卒業時の到達状況を分析している。			○		
	(107) 卒業生の就業・進学状況を分析している。			○		
	(108) 卒業生の到達状況、就業・進学状況についての分析結果は、教育理念・教育目標との整合性がある。			○		
	(109) 卒業生の就業先での評価を把握し、問題を明確にしている。			○		
	(110) 卒業生の就業先との情報交換や調査の実施等ができる体制を整えている。		○			
	(111) 卒業生の活動状況を把握し、統計的に整理している。			○		
(112) 卒業生の活動状況の分析結果を、教育理念・教育目的、教育目標、授業の展開に活用している。			○			
地域社会／国際交流	地域社会	(113) 社会との連携に向けて、地域のニーズを把握している。			○	<p>・学校祭やボランティア活動などを通じ地域社会との交流を行っている。ボランティアは掲示版などで積極的に告知しているが、学生の参加状況は低い。今後は自治会活動を活性化させ積極的に参加できるように働きかけていきたい。</p> <p>・国際看護の講義は看護管理Ⅱの科目の中に設定。自己学習ができるようにインターネットや文献検索ができる環境は整っている。</p> <p>・現時点では帰国学生や留学生の受入実績はない。国際交流については関心の高いところであり、今後検討して実践していきたい。</p>
		(114) 看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的にしている。			○	
		(115) 養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段をもっている。			○	
		(116) 養成所から地域社会へ情報を発信する手段をもっている。			○	
		(117) 養成所が設置されている地域の特徴を把握している。			○	
		(118) 地域内における諸資源を養成所の学習・教育活動に取り入れている。			○	
	国際交流	(119) 国際的視野を広げるための授業科目を設定している。		○		
		(120) 国際的視野を広げるための自己学習に適した環境を整えている。			○	
(121) 海外からの帰国学生や留学生の受け入れ体制を整えている。				○		
(122) 留学や海外において看護職に就くことを希望する学生に対応できる体制を整えている。				○		
研究	(123) 教員の研究活動を保障(時間的、財政的、環境的)している。			○	<p>・学会や研修会などの参加に際し、参加費・旅費・宿泊費等の経済的支援がなされている。しかし個人的に研究活動を行うには十分な体制とはいえず今後の充実が望まれる。</p> <p>・栃木県看護系教員協議会主催の領域別研究会は、専任教員が唯一研究に取り組める機会であり、平成28年度は全員参加できた。また、平成28年度から、同協議会で専任教員のキャリア別研修会がスタートした。その研修会に、新任期の教員2名、全キャリアの教員を対象とした研修に延べ12名が参加し自己研鑽に努めた。</p>	
	(124) 教員の研究活動を助言・検討する体制を整えている。			○		
	(125) 研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援し合う文化的素地が養成所内にある。			○		